

加西市店舗等立地促進補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新たに市内に店舗又はオフィスを立地しようとする事業者のうち、加西市の経済の振興及び市民生活の向上に寄与すると考えられる事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設店舗 加西市内に店舗又はオフィス（以下「店舗等」という。）を有しない者が、新たに市内に取得した店舗等又は市内に店舗等を有する者が、当該店舗等の営業規模を維持しつつ、業務拡大や異業種展開等のため、新たに市内に取得した店舗等をいう。
- (2) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として事業者には雇用されている常用雇用者をいう。
- (3) 新規従業員 従業員のうち、新設店舗において就労させるために新規に雇用された者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち別表第1に掲げる業種を営む事業者であること。
- (2) 市内で土地又は建物を新たに取得し、新設店舗を立地する事業者であること。
- (3) 営業計画期間が2年以上であること。
- (4) 1週間当たりの営業日が5日以上であること。
- (5) 商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員であること又は入会すること。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令を遵守すること。
- (7) 市税等を滞納していないこと。
- (8) 国や県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- (9) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(補助金の交付額)

**第4条** 補助の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は別表第2で定めるとおりとし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付事前申込み及び受理決定)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業の用に供する土地又は建物の取得の前に加西市店舗等立地促進補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 新設店舗の用に供する土地若しくは建物に係る取得の見積金額が分かる書類の写し
  - (4) 事業の実施場所が分かる図面
  - (5) 加西市に住民登録している新規従業員の労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）
  - (6) 都市計画法、建築基準法その他の法令による許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し
  - (7) 申請者が個人の場合は住民票及び履歴書、法人の場合は会社要覧・事業要覧、直近の決算書、定款及び法人全部事項証明書又はその写し
  - (8) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の規定に基づき、国が認定した認定経営革新等支援機関のうち市長が認めた機関による事業計画及び収支予算の策定支援を受けたことが確認できる書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした事業者（以下「交付事前申込事業者」という。）に対して加西市店舗等立地促進補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

（事業計画の内容変更及び中止）

**第6条** 前条の規定により受理決定を受けた交付事前申込事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、加西市店舗等立地促進事業計画変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) 前条第1項第3号から第6号のうち変更があった書類
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込事業者に対して加西市店舗等立地促進事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

**第7条** 交付事前申込事業者は、新設店舗の営業開始日から起算して1年を経過した日から60日を経過した日又は営業開始日から起算して1年を経過した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、加西市店舗等立地促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 新設店舗の用に供する土地又は建物に係る取得費用が分かる書類の写し
- (4) 新設店舗の用に供する土地及び建物全ての登記事項証明書
- (5) 事業の実施場所が分かる図面
- (6) 営業開始日から1年間の営業上の収支状況が分かる書類の写し
- (7) 新規従業員の雇用に係る経費の補助金申請を行う場合には、次に掲げる書類
  - ア 対象者の労働者名簿
  - イ 1年以上の継続雇用を証する書類
- (8) 直近の市税等の滞納がないことが確認できる書類（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市店舗等立地促進補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第8条** 前条の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、加西市店舗等立地促進補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

**第9条** 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第10条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(3) 新設店舗の営業開始日から起算して2年以内に当該店舗の継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したとき。

(4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対して加西市店舗等立地促進補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市店舗等立地促進補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

大分類	中分類	備考
G 情報通信業	中分類37～41	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする営業、その他市長が適当でないと認める営業を行う者を除
I 卸売業、小売業	中分類56～60	
J 金融業、保険業	中分類67	
K 不動産業、物品賃貸業	中分類68～70	
L 学術研究、専門・技術サービス業	中分類71～74	
M 宿泊業、飲食サービス業	中分類75～77	
N 生活関連サービス業、娯楽業	中分類78～80	
O 教育、学習支援業	中分類81～82	

P 医療、福祉	中分類83～85	く。
R サービス業（他に分類されないもの）	中 分 類 91, 92, 95	

**別表第2**（第4条関係）

対象経費	内容	補助率	限度額
店舗等の立地に係る経費	事業の用に供する土地又は建物の取得費（改装が必要な場合は、当該事業に必要な範囲内のものに限る。）	20分の1以内	300万円
新規従業員の雇用に係る経費	加西市に住民登録している新規従業員を新設店舗の営業開始日から起算して、1年を経過する日までの間において継続して雇用した場合に要する経費	1人あたり10万円	50万円